

山梨県公報

第二千八百四十六号

平成三十年

十二月十日

月 曜 日

目 次

- 保安林の指定の予定……………五八九
○土地収用事業の認定……………五八九
○有害図書類の指定……………五九〇
公 告
○換地処分の実施……………五九一

告 示

山梨県告示第三百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年十二月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 保安林の所在場所 韮崎市神山町鍋山字八ッ俣二五五九、二五六〇
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 次の森林については、主伐は、択伐による。
字八ッ俣二五六〇(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成三十年十二月十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 起業者の名称 南アルプス市
- 事業の種類 南アルプス市役所駐車場等整備事業
- 起業地

1 収用の部分 山梨県南アルプス市小笠原字水上地内

2 使用の部分 なし

四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

南アルプス市役所駐車場等整備事業(以下「本件事業」という。)は、南アルプス市庁舎整備に伴い、不足する庁内の駐車場等を整備する事業であることから、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成二十九年三月に「南アルプス市庁舎整備基本計画」において南アルプス市役所の庁舎整備についてその具体的な方針を定めている。

また、起業者は、平成二十九年年度予算(当初・補正)及び平成三十年年度当初予算において本件事業の用地費、工事費、及びその他の経費について予算措置を講じている。

よって、これらのことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益

起業者は、中巨摩郡峡西地域四町二村の合併により、平成十五年四月に市制を施行した。新市の庁舎建設については、検討が続けられてきたが、起業者は、「南アルプス市庁舎整備基本計画」等を策定し、既存庁舎の耐震補強と改修、耐震棟の増築により狭隘の解消と災害に強い庁舎の整備を進めることとした。

一方で、起業者は、約七万人の人口を抱えるが、市内の公共交通機関が脆弱な

ため、市役所を利用する市民のほとんどが自家用車を利用している。

現在、市役所敷地内には、百三十六区画の駐車スペースがあるが、慢性的に不足しており、駐車待ちの車両が通路やロータリー内に滞留し、歩行者との動線交錯により、安全な交通が妨げられている状況である。また、新築する耐震棟には、百人規模の大会議室が設置され、講演会や期日前投票、確定申告の受付などにも供されることとなり、これまで他施設を利用していた市民の更なる来庁も予想されることとなった。

来庁者の安全性と利便性を確保するためには、従前の慢性的な不足への対応（二十一区画の増設）に加え、新規来庁者への対応（三十八区画の増設）も必要となり、全体で百九十一区画（公用車スペースを四区画削減）の駐車スペースを早急に整備することが必要であり、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 本件事業の施行により失われる利益

本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和二十二年法律第二十六号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在せず、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）により、保護のための特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、工事期間中における騒音・工事車両の影響については、起業者は、騒音については、低騒音型重機を使用するとともに日曜日・祝日・夜間には工事を行わないように配慮し、工事車両については、危険箇所に交通誘導員を配置し、市の専門交通指導員と連携を密に図り、通学時間中の工事車両の制限などの安全対策を図ることとしている。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、必要面積の確保、車両動線と歩行者動線の交錯防止、車両出入りの容易性・安全性、周辺土地への影響など、社会的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適切なものと認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切である認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認め

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 本件事業を早期に施行する必要性

現在、市役所敷地内の来庁者駐車場は慢性的に不足しており、駐車待ちの車両が通路やロータリー内に滞留し、歩行者との動線交錯により安全な交通が妨げられている状況が発生している。

また、南アルプス市の庁舎整備については、南アルプス市庁舎整備基本計画において、平成三十年度中の完成としている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、3(一)で述べたように、現状の南アルプス市役所の来庁者数、耐震棟整備に伴い増加が見込まれる利用者数から必要駐車台数を算出していることから、必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 南アルプス市役所 管財契約課

山梨県告示第三百五十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和三十九年山梨県条例第四十三号）第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、平成三十年十二月十日から施行する。

平成三十年十二月十日

指定する図書類（雑誌）の名称及び発行所 山梨県知事 後 藤 斎

名 称 発行所

| | |
|---------------------|--------|
| 本当にあつた日な体験教えます | ライド社 |
| 癒やし系奥様のご奉仕セックス | 一水社 |
| パラダイス イン ハーレム | コアマガジン |
| 淑女たちの都市伝説 〓蜜桃のしたたり〓 | ライド社 |
| 本当にあつたたまらない話 | ライド社 |

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業鳴沢地区（入りの棚工区）の換地処分を平成三十年十一月十九日実施した。

平成三十年十二月十日

山梨県知事 後 藤 斎

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番